

日吉津村農業委員会 9 月 月例総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月11日 (火)午後1時30分から午後5時43分

2. 場 所 日吉津村役場2階 第1会議室

3. 出席者 委員 10人

会長	10番	齋下	博三
委員	1番	川原	邦建
	2番	加藤	達郎
	3番	兼本	修二
	4番	三嶋	真樹
	5番	安達	哲也
	6番	立脇	賢二
	7番	山崎	博
	8番	上野	秀雄
	9番	長谷	昭宏

農業委員会事務局職員 事務局長 益田 英則
事務局 齋古 直樹
増本 唯史

4. 欠席者 なし

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名委員の指名
日程第 2		諸般の報告について (行事報告)
日程第 3	報告第18号	農用地利用配分計画の認可について
日程第 4	議案第28号	特定農地の貸付けについて
日程第 5	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第30号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第31号	非農地証明について
日程第 6	議案第32号	日吉津村農用地利用集積計画について
日程第 6	議案第33号	農用地利用配分計画(案)に係る意見について
日程第 7	その他	
		① ふれあいフェスタについて
		② 農業委員会特別研修大会について
		③ 人・農地プランについて
		④ 農地利用状況調査後の予定について
		⑤ 10月 月例総会の開催日について

6. 会議の概要

局長 ただいまから平成30年9月、日吉津村農業委員会月例総会を開会いたします。出席委員は在任委員10名中10名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長より開会の挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、本日は月例総会にお集まりいただきありがとうございました。
稲刈りも一部、箕蚊屋の方では始まっております。日吉津村でもそろそろ始
まってくると思います。先ほど、現地を巡回いたしました。今月の議案の中
には初めての手法があります。
それでは早速ですが、日程に入らせていただきます。
日程第1、会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。今月は5番・安
達委員さん6番・立脇委員さんをお願いいたします。

議長 続きまして日程第2、諸般の報告。行事報告を事務局からお願いします。

〔事務局 行事報告説明〕

議長 諸般の報告が事務局よりございました。
発言される際は、挙手をし、会長より指名を受け、番号・氏名を言ってから
発言をお願いします。
皆さんご意見・ご質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 無いようでしたら、次の日程に移らせていただきます。

議長 日程第3、報告第18号、農用地利用配分計画の認可について事務局より説明
をお願いいたします。

〔事務局 報告第18号、農用地利用配分計画の認可について説明〕

議長 報告第18号、農用地利用配分計画の認可につきまして、皆さんご意見・ご質
問はありませんか。

山崎委員 賃貸料の流れについて知りたい。

〔事務局 賃貸料の流れについて説明〕

議長 他にありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 無いようでしたら、次の日程に移らせていただきます。

議長 日程第4、議案第28号、特定農地の貸付の承認について事務局より説明をお
願いいたします。

[事務局 議案第 28 号、特定農地の貸付の承認について説明]

- 議長 議案第 28 号、特定農地の貸付の承認につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。
- 立協委員 14 区画で自動車の出入を想定しなければならない。周辺の地権者への周知は。
- 局長 情報として流し、広報紙等での周知をいたします。周辺の地権者へは個別対応で行うという内容です。
- 山崎委員 既存の村民農園の利用状況は。区画数・利用料・区画面積は。新設の農園の草管理はどうするのか。
- 事務局 村で管理する方に依頼という内容です。
- 山崎委員 入植者の協議会的な組織を作る考えはないか。
- 局長 全国の事例を参考にして、組織的なものも検討していかなければならないと考えます。
- 山崎委員 農具等を入れる簡単な小屋等は作っても良いか。
- 局長 規程の中にありますが、禁止行為となっております。
- 事務局 既存の農園について、報告いたします。30 区画、25 m²/区画、1,000 円/区画で、現在、5~6 区画に入植されているという事です。ポンプについては手動のポンプです。電動にするとメンテナンスが大変になります。
- 川原委員 農園を作ってほしいという要望があるのか。計画が先なのか。
- 局長 要望ではなく、計画が先です。
- 山崎委員 議会はどう言っているのか。
- 局長 この話は農業委員会が初めてです。具体的内容はまだ分からないと思います。
- 立協委員 この計画でどれ位入植があるか調べてから再度議論したらどうか。
- 川原委員 理屈付けの村民農園計画で、村民がどれほど理解してくれるか心配です。
- 山崎委員 この農地を利用するにあたり、もっと良い方法はないか。
- 立協委員 連作対策として、ネギを作るのに利用したらどうか。
- 三鴨委員 この土地を個人や会社に貸すことはダメなので、この計画を立てているのですか。

- 事務局 村が買ったものを売る。借りたものを貸すという仕組みはあります。
- 立脇委員 やる以上、入植者の立場に立って、物置小屋を作らせるとかの対策は必要。
- 局長 実際、運用が決まった中で、入植者の意見等が纏まれば検討の材料にはなりません。
- 上野委員 1区画/世帯ではなく、3~4区画借りたいという希望があれば、希望に沿って貸せることができるとかの努力が必要。
- 事務局 区画数の制限はありません。
- 局長 複数の区画でできた成果品をどのようにされるか。規程には営利を目的としてはならないとあります。
- 川原委員 要望があるわけでもなく、高い土地を買って、理由付けで農園を整備し、ポンプを設置し、リスクばかりを背負っていく。そんな気がしてならない。
- 山崎委員 うなばら荘があるので、農業とうなばら荘を観光的に結びつけられないか。ただ単に村民農園・小学校・保育園・試験農場では夢が無い。
- 立脇委員 小学生がその農地を使って農業を体験し、未来の農業者になっていくといった夢が描ける。
- 立脇委員 この計画の変更・中止の権限は農業委員会にもあるのか。
- 事務局 申請に対して承認するか否かの段階です。
- 山崎委員 どんな農地利用をするか論議をしている。
- 議長 承認には及ばないということになれば、保留として継続審議ということ。本日、採決をしなければならぬか。
- 局長 そのようにお願いしたいです。
- 川原委員 議会に対しては、農地法の関係で農業委員会の承認がなければ前に進みませんから農業委員会の承認した後に話をするといった方向だ。これだけの公金を出すことは村民は知らない訳だ。
- 山崎委員 これを認めると、農業委員の資質が疑われる。
- 三鴨委員 山崎委員の言われる観光農園。すごく良いと思います。
- 議長 日を改めて再度、農業委員会で考えましょうか。
- 山崎委員 もう少し、作業の具体的な内容を肉付けした計画の資料で検討したい。

- 安達委員 管理費がかなり必要だと思う。
この計画を実行するのであれば、区画を潰してでも雨よけ等の集まりのスペース等も設置すべきだ。
- 山崎委員 そのような議論をしていかなければならない。
- 局長 休憩施設等の設置は可能です。
- 議長 用地取得は皆さん理解されていると思います。営農の部分の意見を纏める委員会を再度招集いたします。
日程第4、議案第28号、特定農地の貸付の承認については保留といたします。
- 議長 次の日程に移らせていただきます。

-
- 議長 日程第5、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

[事務局 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について説明]

- 議長 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
- (資料3-1)
- 山崎委員 経費がどれ位必要かは役場内部で話し合っているか。多大な経費・労力となる。
- 山崎委員 試験栽培は、隣接の耕作者に依頼するのか。
- 事務局 正式にはまだですが、その予定です。
- 山崎委員 試験栽培農園は村外の人でも可ということになるが、村民農園は村内の人限定では統一性がない。
- 局長 日吉津村の農家より大規模で営農をされている等の理由です。
- (資料3-2)
- 立脇委員 小学校でこのような事を行う場合、農業委員は関わらないのか。
- 事務局 条件が整えば関わっていただくこともあろうかと思えます。
- 山崎委員 こじつけの計画。小学生に田植等の教育をさせようと思えば、バケツ稲が最適。もっと有効活用を考えましょう。
- 山崎委員 村民農園はもっと議論をしましょうという事になったのだから、同じ案件ではないか。これについても、もっと議論をしたらどうか。

立協委員 この計画の中で、中身を検討する議論なら良いが、計画自体の変更はダメじゃないのか。

局長 計画の中身の検討は可能です。

議長 もう少し時間が必要という事で、日程第 5、議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についても保留といたします。

議長 次の日程に移らせていただきます。

議長 日程第 6、議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明〕

議長 議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

山崎委員 毎年、仮置きはなくなるのか。これだけの広さなら何十年の泥が入ることから、金をかけて泥を取る必要はないのではないかと。

立協委員 環境衛生上、取らなければならない。

山崎委員 そうだとしたら、これだけの広さは必要ないではないかと。農業関連の作物以外、活用方法はないかと。

議長 他に無いようでしたら、採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程第 7、議案第 31 号、非農地証明について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 31 号、非農地証明について説明〕

議長 議案第 31 号、非農地証明につきまして、皆さんご意見・ご質問はありませんか。

議長 無いようでしたら採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程第 8、議案第 32 号、日吉津村農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 32 号、日吉津村農用地利用集積計画について説明〕

議長 議案第 32 号、日吉津村農用地利用集積計画につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長 無いようでしたら、採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程 9、議案第 33 号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局 議案第 33 号、農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明〕

議長 議案第 33 号、農用地利用配分計画(案)に係る意見につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

立脇委員 小麦栽培で田植えはしないという事で、主食用米の植付圃場が減ることですね。

山崎委員 その際、草刈・泥上げを必ずさせてください。

議長 他に無いようでしたら、採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長 承認されました。ありがとうございました。次に移ります。

議長 日程第 10、その他①、ふれあいフェスタについて

〔事務局 その他①、ふれあいフェスタについて説明〕

議長 昨年と同様でよろしいでしょうか。

[良いという声あり]

議長 日程第 10、その他②、農業委員会特別研修大会について
〔事務局 その他②、農業委員会特別研修大会について説明〕

議長 日程第 10、その他③、人・農地プランについて
〔事務局 その他③、人・農地プランについて説明〕

三嶋委員 人・農地プランは日吉津村農業をどうするのか。という方向性だと思いますが、水田以外の他の作物にも目を向けたらどうか。それによって、新規就農が出来易くする。日吉津村のブランドを出し、何かを作るにしても 1.5 倍で売ることが出来き、また、6 次産業化して加工したものを売っていく。そのような事も含めて頂きたい。

事務局 農家が作物を作るだけでなく、どう付加価値を付けて、日吉津村で営農すればこのような効果が得られるといったソフト面を具体的にといった事ですね。

川原委員 圃場整備した場合、水利費が上がるといった話を聞いたが。

事務局 水路をパイプライン化した場合、その費用がオンされ水利費が上がります。

議長 日程第 10、その他④、農地利用状況調査後の予定について
〔事務局 その他④、農地利用状況調査後の予定について説明〕

議長 日程第 10、その他⑤、10 月 月例総会の開催日について

事務局 10 月 10 日(水)はどうでしょうか。

議長 それでは、10 月 10 日(水)午後 1 時 30 分をお願いいたします。

議長 今月の保留の件につきましては、9 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分から、臨時総会を開催します。事務局、通知をして下さい。

議長 他に無いようですので、以上で月例総会を終了いたします。

閉会時刻 午後 5 時 43 分